

## 意見書の要旨

立川都市計画道路3・4・17号桜街道線の変更に係る都市計画の案を令和3年10月22日から2週間公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定により、2通の意見書の提出があった。その意見書の要旨は次のとおりである。

名 称	意見書の要旨 <u>(原文のまま)</u>	武蔵村山市の見解
立川都市計画道路 3・4・17号桜街道線	<ol style="list-style-type: none"><li>1 何故、取付道路に計画道路を接続したのか。</li> <li>2 なぜ、年内に告知するのか。</li> <li>3 既存住戸と、計画道路との関連について、詳細な説明がない為、不信感がある。</li> <li>4 住みなれた土地での生活権はどうなるのか不安である。</li></ol>	<ol style="list-style-type: none"><li>1 新規区間の接続位置等の様々な検討を行った結果、完成している未開放の現道に接続する計画といたしました。</li> <li>2 都市計画法第20条第1項では、都市計画を決定した時は、その旨を告示することになっております。このため、都市計画審議会で審議され都市計画決定を行った場合には、速やかに告示する必要があることから、年内に告示を予定しています。</li> <li>3 土地（住戸）と計画道路との位置関係等は、都市計画決定後に測量等を行うとともに、個別に詳細な図面などを作成し、これに基づき説明を行う予定です。</li> <li>4 関係権利者の方々と話し合いを重ねながら事業を進めていきたいと考えております。</li></ol>

名 称	意見書の要旨 <u>(原文のまま)</u>	武蔵村山市の見解
立川都市計画道路 3・4・17号桜街道線	<p>5 桜街道線は榎交差点から緑ヶ丘西交差点手前までは12Mですがその他の道路幅員は16Mです、今回榎交差点東側部分の内容が明らかにされていません、榎交差点東側も変更案と一体に進めて同じく16Mの安心、安全な道路計画をお願いします。</p> <p>6 榎交差点西側を、都市計画道路の位置を北側に移動して現在の市道路1号線を利用すれば、道路のカーブが緩やかになり、市道路残地が少なくなると思えます。</p>	<p>5 榎交差点東側については、右折レーンを構築することから、交差点付近において拡幅を行います。その変更内容も今回示しております。また、新規区間である幅員16メートルの区間については、平成31年4月19日に公布された道路構造令に基づき、自転車通行帯を設けたためこの幅員になっており、12メートルの区間については、今後、自転車等の通行空間ネットワークの検討を踏まえ、必要に応じ幅員の検討をしていくものと考えています。</p> <p>6 現在の榎交差点を挟む東西の道路（主要市道第1号線）は、くいちがい交差となっており、安全性や円滑性に好ましくない交差点であります。実際に事故が多いことも踏まえ、交差点形状は、交差点東側から直進できることが好ましいことから、交差点形状について、現在の計画案としました。</p> <p>また、現在の計画道路は、道路構造令に示される基準に適合しており、また警視庁との計画協議にて、特段問題ないとの回答があったことも踏まえ問題ないと考えています。</p>